

## 令和3年度東京都予算に対する要望—都議会4会派へ政策要望を提出— 政策要望（1）

東京都印刷産業政治連盟（略称：東政連、橋本唱一会長）は、令和3年度東京都予算等に関する要望を取り纏め、ヒアリング会場において担当役員から内容を説明し、意見交換を行った。なお、本年はコロナ禍での開催となり例年より1か月遅れの開催であったが、8月27日にZOOMにより都民ファーストの会のヒアリングが行われた。続いて9月2日には対面でマスク着用、参加人数の制限がされたなか都議会自由民主党、都議会公明党、都議会立憲民主党・民主クラブに中小印刷産業の要望を訴えた。

東政連では都政への令和3年度要望事項として、緊急事態宣言が発令された「新型コロナウイルス感染症対策」に関する要望として平時ではなく有事という認識に立った中小・小規模事業者への支援策強化を重点に要望の実現を訴え意見交換を行った。特にヒアリングは時間が限られているため、総花的な説明では説明不足となることから、重点項目に絞って説明した。提出した政策要望は以下のとおりである。

### 要望1. 新型コロナウイルス感染症対策

#### （1）有事という認識に立った中小・小規模事業者への支援策強化

新型コロナウイルス感染症の影響は世界の経済活動に大きな打撃を与えている。国際通貨基金は6月に2020年の日本のGDPを-5.8%と予想した。このマイナス幅は過去50年で最低であり、今後の回復も不確実であることから、平時ではなく有事という認識に立って中小・小規模事業者への支援策を強化すること。

#### （2）東京都独自の融資制度の拡充

東京都の融資制度は、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、緊急借換、危機対応融資などがあるが、いずれも無利子・無担保（無担保は8千万円まで）ではない。無利子・無担保の新たな融資制度を創設すること。

#### （3）テレワーク導入時における生産性の維持および人事評価制度等の導入支援

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、新しい生活様式のなかで、働き方の新しいスタイルが求められている。テレワークは大企業を中心に実践が進んでいるが、中小企業・小規模事業者にとっては、生産性の維持をどう図るのか、労務管理を含めた社内制度作り、さらに公正および公平な人事評価の在り方など、その辺りが共通の悩みであり、この課題解決が求められている。過去に実施された「団体課題別人材力支援事業」や「団体別採用力スパイラルアップ事業」のような助成事業・支援事業の実施をお願いしたい。

#### （4）テレワーク環境整備のための補助金の要件緩和

現在の補助金は、10万円以上の高機能なパソコンやサーバー、ZOOMに代表されるリモート会議やWi-Fiに係る通信料は対象外である。また、1社との契約額が30万円以上の場合は相見積もりを必要とするなど手続きも煩雑である。このように諸々の制限が多く、使い勝手が悪いという声が多いため、補助金対象要件の緩和を行うとともに、現在の実施期間である9月30日を大幅に延長されたい。さらに対象期間以前に購入した機器についても遡及して認めること。



ZOOM 都民ファーストの会

### (5) コロナ禍を克服するための「中小企業業態変革助成金」の創設

国の雇用調整助成金が改定を遂げながら中小企業を支える重要な施策になっていることは高く評価するが、この制度は休業助成を骨格としており、教育訓練に関しては「机に座っての受講」を基本とし、「現場での教育」を認めていないという欠陥を有している。現在、コロナ禍で苦境にある製造業の経営者の多くは、こう考えているはずである。「仕事が無い中、漫然と休んでいてはアフターコロナの熾烈な時代の存続は危うい。そこで我が社は多能工化で人の余力を作り、その余力を梃子にして、生産性の向上、業態変革を試み、さらに、できるなら新商品、新事業に挑戦したい」と。しかし、この業態変革の起点になると言っている多能工化、特に製造現場での多能工化を教育訓練助成金は基本的に認めていない。もちろん、従業員たちが必死の思いで取り組む生産性の向上、業態変革等も認めてはいない。結果として起きるのは「ただただ休み、成長が凍結され、生産性が劣化する」ことである。折角の良い施策がアフターコロナ下では危機を拡大している事実を直視されたい。そこで、コロナ禍における中小企業への成長支援策として、東京都は、雇用調整助成金の特例措置の期限切れ後の休業助成とともに、製造現場の多能工化教育の要件緩和を始めとした業態変革を支援することを内容とする「中小企業業態変革助成金」を創設されたい。

### (6) 東京都中小企業職業訓練助成金の要件緩和

コロナの長期化は東京の経済に大きな打撃となる。売上の減少や休業が続けば企業は弱体化し、今のままでは中小・小規模事業者の倒産件数は増え、東京の産業は危機的な状況に追い込まれることが予想される。中小・小規模事業者が生き残るための再生支援・新生支援のために、業態変革や新業態への挑戦を行うための教育訓練や多能工化のための現場教育に対して職業訓練助成金を支給するよう、要件を緩和すること。



都議会自民党

### (7) 最低制限価格制度の義務化

首都圏以外は、官公庁・各自治体からの印刷需要に依存している中小企業が多い。今回のコロナ感染で、官公庁・各自治体からの印刷需要が減少し、一部では受注量が減少して、安値受注競争が激化している。健全な中小企業の育成のために、東京都においても早期に最低制限価格制度を本格導入してダンピング防止を徹底されたい。

### (8) 東京都が発注する印刷物は、地元の中小企業へ優先発注すること

中小印刷会社の売上は大きく落ち込んでいる。特にイベントに付随するチラシ等の受注を中心とする企業は、ほぼ100%近い受注減となっている。7月以降の減少幅はさらに大きく拡大し、中小印刷業界に甚大な影響を及ぼすところであり、今こそ、コロナ対策の一環として東京都が発注する印刷物や来年開催予定のオリンピック・パラリンピック関連の印刷物は地元の中小企業に優先発注すること。

### (9) 地方税の減免または申告時期の延期・延長の措置を講ずること

## 要望2. 官公需関係

### (1) 知的財産権の財産的価値の取扱いの周知・啓発

国は「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、初めて「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」という表現を盛り込んだ。これは、著作権の譲渡・利用範囲等が明記された仕様書等により見積もりを依頼することや契約書から「無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容になる。また、納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書に明記し、その財産的価値に配慮するよう求めている。東京都は財務局長名で周知していることは承知しているが、更なる徹底を図られたい。

### (2) 著作権の正当な評価と著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別にその正当な評価（対価）が求められるものである。加えて、著作者の基本的な人権を否定するような「著作者人格権の不行使特約条項」は即時撤廃すること。

### (3) 東京都発注印刷物の入札方法の改善

東京都発注の印刷物入札において、適正な積算根拠を伴わない過度の低価格受注や不適格な企業の参入は、品質の低下を招くばかりでなく、印刷・同関連産業界の健全性を損なうものである。環境への配慮、労働安全衛生の徹底、品質確保、BCP対策等を堅持している企業の健全な経営が維持できるよう、次の方策を講じられたい。

- ①最低制限価格制度の本格導入に向けて、令和元年度に試行した案件の検証を行って本格導入への準備を進めていることは承知している。一刻も早く本格導入を図られると共に、都全体での実施を強く要望する。また、これまで試行案件は発注等級Cランクが多いが、入札者の拡大を図るためにはBランクを増加されたい。なお、試行案件時の設定率は7/10であったが、本格導入時は8/10へ引き上げられたい。
- ②「最低制限価格制度」の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠である。一般財団法人経済調査会発行の「積算資料印刷料金」に掲載されている積算方法の遵守は勿論のこと、近年の最低賃金の大幅な上昇や用紙・インキなどの原材料費の価格変動が反映された予定価格の設定を図られたい。
- ③大きなイベントの印刷物は大手広告代理店や大手印刷会社を対象に広告業務として一括発注されることが多いが、中小印刷業界まで波及するよう、企画、デザイン、印刷、発送など取り扱い品目ごとに分割発注とされたい。
- ④受託業務を進める中で、当初の契約内容を逸脱する仕様変更、また、通常の限度を超える修正が求められるケースが多々発生している。これらは、原材料の調達費、人件費に直接影響するものであり、受託者の適正な利益を圧迫し、官公需への積極的な取り組み意欲を失わせる大きな要因となっている。仕様変更ならびに修正作業にあたっては、それに見合った別途費用を支払うこと。



都議会公明党

### 要望3. 事業承継推進への支援

中小企業経営者の高齢化が急速に進んでいる昨今、これまで経営者が築いてきた企業価値を次世代に円滑に引き継ぐための「事業承継」への取り組みは、中小印刷業界に限らず、全ての業界・業種に必要な「新陳代謝」を促進するといった意味でも非常に重要なものである。都でも様々な支援を実施されていることは承知しているが、事業承継補助金を利用する際の仲介機関の認定要件のハードルが高いため、利用件数も少なく、思ったような成果が挙がっていない。事業承継を確実に進めるために、事業者団体（組合）が取り組む事業承継支援事業への直接支援および事業者団体（組合）を通じての個々の企業に対しての支援への予算措置を講じられたい。また、東京都中小企業団体中央会や東京都中小企業振興公社が行っている事業承継支援事業への支援拡充なども講じられたい。

### 要望4. BCP策定への取り組みに対する支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、BCPの重要性は益々高まり、BCPに対する経営者意識も高まっている。平成28年度に実施された印刷同関連業界向けのセミナー（東京都中小企業振興公社が実施）を復活していただきたい。
- (2) BCP実践促進助成金に関して、機器の設置・購入費用だけでなく、機器のレンタル費用も対象とされたい。特に業界団体が中小企業向けに行っているクラウドのバックアップサービスは、1か月単位の利用料金となっている。中小印刷業者が単体でサーバーを仕立て、運用管理を行うには、例えば設置・購入費の1/2が助成されても、月々発生する運用管理コストが大きな負担となることからレンタル形式にしている。助成制度は現在1度限りの利用となっているが、中小企業においては1度限りでは例え1/2助成を受けても負担が大きい。BCP実践計画は複数年にわたることから、複数年にわたり申請出来る制度へ変更されたい。

### 要望5. メディア・ユニバーサルデザイン (MUD) の採用・普及

誰もが公平に必要な情報を理解し利用出来るようにすることは社会的な責任であり、その中で重要な役割を担う印刷物等情報メディアにおいて、デザインや文字についての配慮と技術を合わせたMUDが採用されるよう、次の方策を講じられたい。

## 政策要望(4) 令和3年度国家予算・税制改正等に対する要望(1)

- (1) 東京都は「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」を制定し、情報提供で配慮すべき事項として色彩表現の表記があるが、まだカラーユニバーサルデザインを中心とした内容に留まっているため、デザインや文字にも誰でも分かる伝達手法として、MUDをガイドラインに付け加えられたい。
- (2) 東京都の発注印刷物について、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」ではなく、MUDを採用されたい。
- (3) 情報伝達の重要な役割を担うオリンピック・パラリンピック関連の印刷物、サイン、標識などの発注要件には、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」ではなく、MUDを標準採用とされたい。

### 要望6. 働き方改革の取り組みに対する支援

中小印刷事業者にとっても働き方改革は急務であり、現在勤務している社員のみならず、魅力ある企業に変革することにより、新たな人材獲得と在職率を高める必要に迫られている。働き方改革を推進する上で、多様な人材が働きやすい環境整備をする上での、就業規則の改定や、ロッカーやトイレなどの改修、新設を進めるための助成金や補助金の支援を要望する。

### 要望7. GP認定の普及啓発

印刷(役務)において、GP認定工場で印刷された環境配慮印刷物を東京都の全部局が優先的に購入することは印刷物の伝え・残す力による都から区、さらに関連団体への環境配慮印刷物の普及と循環型社会の推進に強い波及効果が期待できる。「東京都グリーン購入ガイド」を環境局の中に留めず、地球環境の悪化を少しでも改善するために東京都全部局の調達に組み入れるよう要望する。



都議会立憲民主党・民主クラブ

## ■令和3年度国家予算・税制改正等に対する要望

東政連では10月2日、自由民主党本部において自民党東京都支部連合会(自民党都連)と定例のヒアリングを行い、各種要望事項のうち、「新型コロナウイルス感染症対策」、「官公需関係」に絞り担当役員からそれぞれ説明を行った。なお、新型コロナ感染拡大防止のため、東政連からの参加は6名までとされた。

### 要望1. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 有事という認識に立った中小・零細企業への支援策強化  
令和3年度東京都予算に対する要望と同じ。
- (2) 各自治体の印刷物は、地元の中小企業へ優先発注すること  
全国の中小印刷会社の売上は大きく落ち込んでいる。特にイベントに付随するチラシ等の受注を中心とする企業は、ほぼ100%近い受注減となっている。7月以降の減少幅はさらに大きく拡大し、中小印刷業界に甚大な影響を及ぼすところであり、今こそ、コロナ対策の一環として、自治体の印刷物を地元の中小企業に優先発注すること。
- (3) 最低制限価格制度の義務化  
令和3年度東京都予算に対する要望と同じ。
- (4) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の強化と期間延長  
生産現場の3密を防ぎ、かつ冷房および暖房時にも確実に換気のできる高機能な空調設備や殺菌装置の導入、省人化・自動化への保有生産設備に対する改造・改良、あるいは新たな設備投資について、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の対象に加える等の強化と同補助金の期間を延長されたい。
- (5) 猶予後の国税は、長期の分割返済を認めること  
現在、国税の納付が難しい場合は、「1年間猶予」、「延滞税なし」、「無担保」という特例猶予が創設された。猶予期間が終了した翌年度は2年分を納税することになって、分割納付制度はあるものの、多くの中小企業は納税が困難になることが予想される。猶予が適用された国税については、数か年に跨る長期の分割返済を認めること。

- (6) 運転資金の無担保・無利息融資（2年程度の据置期間を設ける）を実施すること
- (7) 特定求職者雇用開発助成金の対象拡大や新たな助成制度を創設すること  
新たに雇用した場合や解雇した従業員を再雇用した場合も含めるように対象を拡大すること、あるいは雇い入れに係る新たな助成制度を創設すること。

### 要望2. 税制関係

#### 《法人税関係》

- (1) 中小企業の積極的な事業展開促進のため、中小企業に対する法人税の軽減税率（年800万円以下の所得金額に対し15%）の更なる引き下げと適用所得金額の撤廃を行った上で、その措置を恒久化すること
- (2) 中小企業組合（商工組合等）は、中小企業者の改善発達を図ることを目的とする組織であることから、公益性が高い法人と考えられる。このことから一般社団法人等と同様に中小企業組合（商工組合等）に対しても、軽減税率を15%以下に引き下げ、かつ、収益事業のみを法人税の課税対象とすること
- (3) 各事業年度の課税額を是正するための措置である繰越欠損金の控除期間（10年）の制限を廃止すること
- (4) 厳しい経営環境が続く小規模企業にとっては、税・社会保障にかかる負担感が非常に大きいため、より踏み込んだ支援措置が必要である。そのため、資本金3千万円以下の小規模法人に対する法人税の特例措置を創設するとともに、個人事業主に対しても青色申告特別控除の拡充など、手厚い支援策を講ずること
- (5) 税法上の中小企業の基準を中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大して整合性を図ること
- (6) 就業規則や労働協約において退職給与や賞与を支給することが明確に定められている場合においては、負債性を有するものとして退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を認めること



自民党東京都支部連合会

#### 《交際費関係》

- (7) 中小企業に対する交際費課税の軽減措置を行なうこと
  - ① 交際費課税の定額控除の適用対象企業を資本金3億円まで拡大すること。
  - ② 中小企業の損金算入限度額（現行800万円）を1千万円まで引き上げること。
  - ③ 社会習慣上相当と認められる慶弔費および中小企業組合の組合員相互の連携・交流を図るための経費については損金処理を認めること。
  - ④ 中小企業組合の事業活動に必要な寄付金について、被災地の組合を支援する組合および組合員による義援金を寄付金控除対象とすること。

#### 《償却資産関係》

- (8) 定率法による減価償却制度は、償却保証額を用いた複雑な計算を廃止し、簡素化すること。また、中小法人の経営基盤強化のため、法定耐用年数の大幅な短縮や制度を簡素化することにより中小法人の負担を軽減し、新たな設備投資とそれに伴う新たな事業活動の促進を図ること
- (9) 中小企業に対する少額減価償却資産の特例については、2年間の延長後も引き続き継続すること。さらに、取得価額の上限を50万円未満に引き上げるとともに（現行30万円未満）、年間の取得価額の合計限度額を撤廃すること
- (10) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を即時償却とすること（現行5年）

#### 《消費税関係》

- (11) 中小事業者の事務負担軽減のため、消費税の免税制度・簡易課税制度の適用基準を引き上げること
- (12) 消費税簡易課税制度選択届出書や消費税簡易課税制度選択不適用届出書等は、提出期限が課税期間の開始日の前日までとなっているため、課税期間において課税方式の変更ができないことになっている。そのため、消費税額の納付額が多くなるケースが発生することから、届出書の提出期限を申告期限まで延長すること

### 《印紙税関係》

(13) インターネットによる電子商取引が増加する中、文書のみ印紙税を課税するのは公平性を欠く。また、記載金額が同じでも文書の種類により税額が異なるなど、問題点の多い印紙税は廃止すること

### 《役員報酬関係》

(14) 役員給与は全額損金算入すべきものであり、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」の損金算入要件・改定事由を中小企業の実態に合うように見直すとともに、「業績連動給与」を中小企業（同族会社）にも認めること

### 《源泉所得税関係》

(15) パートタイム労働者の非課税限度額の大幅な引き上げを行なうこと

(16) 退職所得控除額の基礎控除額 40 万円（勤続年数 20 年以下）と 70 万円（勤続年数 20 年超）を大幅に引き上げること

(17) 報酬に係る源泉所得税は、徴収事務の効率化を考慮したものであることから、10%（20%）という分かりやすい税率にしているにも拘わらず、復興特別所得税の付加税を考慮した 10.21%の現状では、支払者に多大な事務負担が課せられてしまう。特に実務上では、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方法を取り扱っていることも少なからずある状況からすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上の間違いが生じやすくなることから、復興特別所得税を不適用とすること

### 《災害時対応税制》

(18) ここ数年、わが国ではいつどこで大規模災害が発生してもおかしくない状況下にある。災害に関する税制は、過去の税制改正において特例法や個別通達で定められていた項目を常設化するなど整備が行われてきたが、被災した納税義務者へのさらに細やかな税制上の措置や、地方税における国税との取扱いの差異、自治体毎の対応のばらつきの改善など、今なお課題が残されている。災害時の納税義務や手続等に関する税制の取扱いを明確かつ速やかに機能させるための地方税も含め、各税目を横断的に規定する基本法の制定をはじめ、災害からの復旧に資するためのさらなる税制上の整備を促進すること

## 要望3. 官公需関係

### (1) 低入札価格調査制度の導入

地場産業である中小印刷業の健全な育成、発展のためには、著しい低価格入札を防止することが肝要である。国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で、「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」の適切な活用を国等および地方公共団体に要請しているが徹底されていない。「低入札価格調査制度」の導入とその厳密な運用の徹底を図ること。

### (2) 「予定価格の適正化」と「積算内訳書」添付の義務化

予定価格の積算にあたって、国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で適切な予定価格の作成を掲げているが、実態としては過去の契約価格を参考にすることが多い。予定価格の算出にあたっては、「契約の基本方針」を遵守すること。また、入札にあたっては、事務負担等が発生するものの、その参加者から総額だけの一式見積ではなく、具体的な根拠に基づく積算内訳書の添付を義務化すること。

### (3) 契約後の仕様変更ならびに修正作業に係る別途費用の支払い

落札後、受託業務を進める中で、当初の契約内容を逸脱する仕様変更が行われたり、また、通常の限度を超える修正が求められるケースが多々発生している。これらは、原材料の調達費、人件費に直接影響するものであり、受託者の適正な利益を圧迫し、官公需への積極的な取り組み意欲を失わせる大きな要因となっている。落札後の仕様変更ならびに修正作業にあたっては、別途費用の支払いを行うこと。

### (4) 下請法の運用の徹底と見直し

下請法の見直しを行い、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）に国、地方自治体等を加えること。

### (5) 知的財産権（著作権）の財産的価値への配慮と保護

平成 29 年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、著作権保護の観点から新たに盛り込まれた、①著作権の譲渡、使用許諾、使用方法、使用期間等の書面における明確化、②著作権の財産的価値に留意した対価の算定、支払い、③著作権を著作権者に残し二次活用などの好循環につなげるコンテンツ版バイ・ドール契約の推進など、中小印刷業界が有する知的財産権保護への対応策について、特に地方自治体への周知強化を積極的に図ること。

### (6) 著作権の正当な評価と著作人人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別にその正当な評価（対価）が求められるも

のである。加えて、著作者の基本的な人権を否定するような「著作者人格権の不行使特約条項」は即時撤廃すること。

### (7) 年間を通じての印刷物発注の平準化

印刷物の発注は、国も各自治体も年度末に集中する傾向にある。2020年3月には各自治体に経済産業省・中小企業庁から平準化への配慮が発出されたが、今後も更なる徹底が必要である。計画的な発注や年度に捉われない発注の前倒しなど、年間を通じての発注の平準化について一層の周知を図ること。

### 要望4. 行政における調達関係

(1) 調達を経済合理性の側面だけでなく、温室効果ガス削減、男女共同参画の推進等、社会の諸課題への貢献を視点とした基準に見直すことで、調達行為そのものが社会の諸課題を解決することにつながる「SR(社会的責任)調達」の導入・推進を図ること

(2) 環境に配慮した瑕疵のない安心・安全な製品の提供を担保するため、入札の際には、グリーンプリンティング(GP)工場認定、環境推進工場登録、CSR認定など各種環境関連資格の認定取得企業への優先発注を行うなど、インセンティブやアドバンテージの導入を積極的に図ること

### 要望5. 事業承継推進への支援

「事業承継」への取り組みは、中小印刷業界に限らず、業界発展に必要な「業界の新陳代謝」を促進するといった意味でも非常に重要なものである。昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用を図りつつ、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税など総合的な支援を行うこと。

### 要望6. 働き方改革の取り組みに対する支援

#### (1) 環境整備への支援

中小印刷事業者にとっても働き方改革は急務であり、現在勤務している社員のみならず、魅力ある企業に変革することにより、新たな人材獲得と在職率を高める必要に迫られている。働き方改革を推進する上で、多様な人材が働きやすい環境整備をする上での、就業規則の改定や、ロッカーやトイレなどの改修、新設を進めるための助成金や補助金の支援を要望する。

#### (2) 労働基準法第33条の解釈の更なる拡大

コロナ後の需要増に対応するため、中小企業への残業時間の上限規制を緩和すること。



**Customer Delight**  
印刷業向け統合経営支援ソフト  
FileMakerテンプレート

**印刷管太郎 XI**

パッケージ版 / ASP版

**SEISHIN 誠伸商事株式会社** [www.seishin.co.jp](http://www.seishin.co.jp)  
■本社〒145-0062東京都大田区北千束2-9-10TEL.03-5751-3011

### ■令和2年度「国等の契約の基本方針」が閣議決定される

国では、中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の増大を図るため、毎年「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しているが、今年は、10月2日に閣議決定され、同日、中小企業庁から公表された。今回、コロナ禍に苦しむ中小企業・小規模事業者に対する措置や知的財産権の取り扱いに関する措置では、全印工連からの要望を受けて、平成29年度から加わった「知的財産権の取り扱いの明記」に対する記述に対して、新たに調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から「コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める」という表現が加わったことから知的財産権の適切な取り扱いの推進に繋がるのが大いに期待される。

### ■東京都知事・都議会補欠選挙の結果

東政連では、7月5日投開票で実施された東京都知事・都議会議員補欠選挙において、3名の候補者を推薦し、東京都知事選挙では小池百合子都知事、北区都議会議員補欠選挙では、自由民主党のやまだ加奈子氏がそれぞれ当選した。

# —東京都印刷産業議員連盟議員—

## <東京都議会自由民主党>



**三宅茂樹 氏**

選挙区：世田谷  
〒154-0001  
世田谷区池尻 2-20-12-103

電話 03-5481-1500 / FAX 03-5481-2300



**高島直樹 氏**

選挙区：足立  
〒120-0034  
足立区千住 4-9-7

電話 03-3881-0007 / FAX 03-3881-0606



**宇田川聡史 氏**

選挙区：江戸川  
〒134-0084  
江戸川区東葛西 1-37-24

電話 03-3687-7007 / FAX 03-3869-7101



**中屋文孝 氏**

選挙区：文京  
〒112-0002  
文京区小石川 1-3-23-506

電話 03-3818-0077 / FAX 03-3815-0070



**秋田一郎 氏**

選挙区：新宿  
〒160-0023  
新宿区西新宿 4-11-13-103

電話 03-3374-2535 / FAX 03-3376-1188



**山崎一輝 氏**

選挙区：江東  
〒136-0076  
江東区南砂 2-28-15

電話 03-3648-3111 / FAX 03-3648-1242



**小宮安里 氏**

選挙区：杉並  
〒166-0004  
杉並区阿佐谷南  
1-17-23-202

電話 03-5378-0611 / FAX 03-5378-0615



**菅野弘一 氏**

選挙区：港  
〒108-0071  
港区白金台 3-17-4

電話 03-3445-8211 / FAX 03-3445-5155



**柴崎幹男 氏**

選挙区：練馬  
〒177-0051  
練馬区関町北 1-26-10

電話 03-5991-1275 / FAX 03-5991-1648



**川松真一郎 氏**

選挙区：墨田  
〒130-0011  
墨田区石原 3-20-9

電話 03-6240-4370 / FAX 03-6240-4380

## <都議会公明党>



**長橋桂一 氏**

選挙区：豊島  
〒170-0012  
豊島区上池袋 3-25-11

電話 03-3576-1070 / FAX 03-6740-7564



**東村邦浩 氏**

選挙区：八王子  
〒192-0051  
八王子市元本郷町  
4-20-25-302

電話 042-620-4405 / FAX 042-620-4402



**谷村孝彦 氏**

選挙区：北多摩第一  
〒207-0015  
東大和市中央 4-922-18

電話 042-565-2312 / FAX 03-6368-4970



**加藤雅之 氏**

選挙区：墨田  
〒130-0013  
墨田区錦糸 1-5-8-401

電話 03-5809-7860 / FAX 03-5809-7955



**慶野信一 氏**

選挙区：荒川  
〒116-0001  
荒川区町屋 4-17-3

電話 03-6807-6055 / FAX 03-6807-6088

## <都民ファーストの会>



**石毛茂 氏**

選挙区：西東京  
〒188-0014  
西東京市芝久保町 3-6-23

電話 042-460-0855 / FAX 042-460-0856



**中山寛進 氏**

選挙区：台東  
〒111-0032  
台東区浅草 1-1-7-2

電話 03-3841-4881 / FAX 03-3841-4423



**滝口学 氏**

選挙区：荒川  
〒116-0014  
荒川区東日暮里 4-20-7

電話 03-6382-8866 / FAX 03-6382-8867



**保坂真宏 氏**

選挙区：台東  
〒110-0008  
台東区池之端 2-5-34

電話 03-3821-3876 / FAX 03-3827-2952



**荒木千陽 氏**

選挙区：中野  
〒164-0001  
中野区中野 2-12-5-103

電話 03-6382-5557 / FAX 03-6382-5537



**本橋弘隆 氏**

選挙区：豊島  
〒171-0042  
豊島区高松 3-12-16

電話 03-6478-9556 / FAX 03-6755-9750